

文化スポーツ課ソーシャルメディア運用方針

令和8年4月7日改訂

1 ソーシャルメディアの種類

Facebook、Instagram

2 アカウントの名称及び URL

種類	名称	URL
Facebook	男鹿半島・大潟ジオパーク (@ogaogatageopark)	https://www.facebook.com/ogaogatageopark
Instagram	男鹿半島・大潟ジオパーク (@ogaogatageopark)	https://www.instagram.com/ogaogatageopark/
	日本海メロンマラソン (@melon.marathon)	https://www.instagram.com/melon.marathon/
Youtube	男鹿半島・大潟ジオパーク (@男鹿半島大潟ジオパーク)	https://youtube.com/channel/UCmewrHDN3YCMwn79KvkDhZQ?si=5yjLoWne0TztVyEL
	男鹿市文化スポーツ課 (@男鹿市文化スポーツ課)	https://youtube.com/channel/Uct6wh2w9RqSXTGgeTA0gXWg?si=DXq59lfc5FVvgRot

3 担当所属名

男鹿市観光文化スポーツ部文化スポーツ課

4 利用目的及び内容

男鹿市文化スポーツ課及び男鹿半島・大潟ジオパークの活動内容及びイベント開催情報等に係る情報発信を行う。男鹿半島・大潟ジオパークやスポーツイベント等に係るファンを増やすことを目的としている。

5 運用方法

運営者は、閲覧を自由に行うことができるものとし、投稿等に際しては「文化スポーツ課ソーシャルメディア運用要領」に則り運用することとする。原則として開庁時間内（平日の午前8時30分～午後5時15分）に、運営者が必要に応じて不定期に投稿する。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合がある。

ただし、運営者が緊急を要すると判断するものを除き、閲覧者からの投稿記事に対するコメントやメッセージへの返信は原則行わない。

6 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、市公式ホームページの取扱いに準じる。

(個人情報の取扱い：

<https://www.city.oga.akita.jp/soshik/kikakuseisakuka/sitejoho/1053.html>)

7 著作権

- (1) 2に定める各アカウント（以下、「文化スポーツ課ソーシャルメディア」という。）に掲載されている文章、写真、画像、動画等の著作権は、文化スポーツ課に帰属する。
- (2) 内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合、または、転載の対象となる記事の内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできない。

8 禁止行為

閲覧者がコメント等を投稿するにあたり、次の事項に該当する行為は禁ずる。禁止行為であると運営者が判断した場合には、事前に通告することなくコメントを削除する、または、当該アカウントをブロックする場合がある。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 掲載内容に対して著しく乖離する内容
- (3) 男鹿市または第三者を誹謗、中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける内容
- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- (5) 違法、又は反社会的な内容
- (6) 商品、店舗、会社の宣伝など商業目的の内容
- (7) 男鹿市または第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
- (8) 虚偽又は事実と異なるもの
- (9) その他企画政策課が不適切と判断した内容

9 免責事項

- (1) 投稿は細心の注意を払って行うが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではない。
- (2) 文化スポーツ課ソーシャルメディアを閲覧することで生じた直接・間接的な損失について、運営者は一切責任を負わないものとする。
- (3) 内容は予告なく変更することがある。
- (4) 運営者は、運営が困難になった場合、または情報を提供するにそぐわない理由がある場合は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは中止をする場合がある。
- (5) 掲載される情報は、文化スポーツ課が発信するものだが、各ソーシャルメディアそのものを運営・管理しているのは文化スポーツ課ではないため、予め以下の点を了承の上利用すること。

ア ソーシャルメディア上に、文化スポーツ課が発信する情報以外に、本市と無関係の

広告などが表示されることがある。

イ 予告なしにシステムが停止する可能性や、仕様が変更となることがある。